犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

犬の飼い主には、飼い犬の登録と年１回の狂犬病予防注射を行うことが、狂犬病予防法で義務づけられています。

狂犬病は人に感染する恐れがあり、発症すると１００％死亡する恐ろしい病気です。狂犬病を防ぐには、予防注射が不可欠です。

犬の登録と狂犬病予防注射を、５月９日（木）から各地区を巡回して行います。生後９１日以上の犬を飼っている方は最寄りの会場へ**問診票を持って**お越しください。

犬を登録している飼い主の方には、集合注射の詳しい日程表を問診票とともに送付しています。問診票に必要事項を記入し、当日注射会場に持参してください。

動物病院で注射を受けるなどの理由で、集合注射の通知を止められている方で、集合注射を再開されたい方や、新たに犬を飼い始めた方はご連絡ください。日程表と問診票を送付します。

※予防注射は６月中に受けてください。

※注射の実施会場へは、必ず飼い犬を制御できる方が連れてきてください。

料金（１匹当たり）

登録３，０００円・注射３，１００円

※つり銭の要らないように、ご協力をお願いします。

お願い

①犬は必ず登録し、鑑札を犬につけてください。

②登録事項に変更があった場合には、お知らせください。

（例）犬が死亡したとき。飼い主の氏名や住所が変わったときなど。

③毎年１回狂犬病の予防注射を受け、注射済票を犬につけてください。

医院名	電話番号
岡本動物病院	53−2681
さくら動物病院	57−0308
のいち動物病院	56−4117
南国ひまわり動物病院	088−863−3150
佐野獣医科病院	088−863−0039
斉藤牧場	088−862−0393

※注射料金については、病院へお問い合わせください。

割高ですが、集合注射以外にも個別に左の動物病院で注射を受けられます

■問い合わせ先
環境上下水道課
環境班　☎53−1063

飼い主としての責任を持ちましょう！

無理な数の飼育をせず、社会のルールを守って、他人に迷惑のかからない飼い方を心がけましょう。

犬

◆鶏を襲ったり、畑を荒らすなどの被害が出ています。脱走防止・しつけと訓練を行いましょう。

◆犬のふんは必ず始末しましょう。

◆なるべく鳴かないようにさせましょう。ひどく鳴く場合は、動物病院に相談を！

猫

◆ふん尿害等の苦情が寄せられています。迷惑にならないよう飼育しましょう。猫は室内飼いがおすすめ。

◆名札をつけて、迷っても飼い主が分かるようにしましょう。

◆野良猫にエサを与えないようにしましょう。

犬やネコを捨てる行為は犯罪です

犬やネコを飼うと決めたら責任と愛情を持って一生面倒を見ましょう。犬やネコを捨てると最高５０万円の罰金が科せられます。
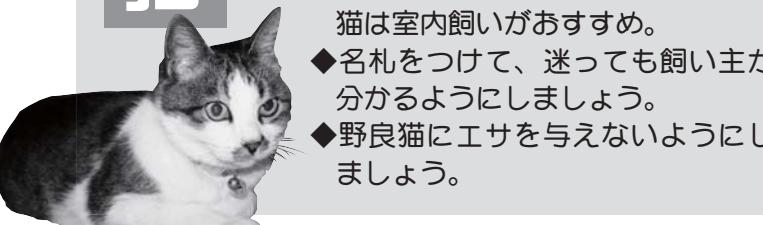
飼っている犬やネコがやむを得ず飼えなくなったとき…

新しい飼い主を探し、いない場合は中央東福祉保健所にご相談ください。

※原則、飼い犬・飼い猫の引き取りは行いません。

不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術をすることで、不幸な子犬や子猫を増やすことがなくなります。発情期がなくなることで鳴き声やけんかが減り、乳がん等の予防にもなります。

20歳になったら 国民年金

◆問い合わせ先
南国年金事務所　☎088−864−1111
市民保険課 保険班　☎53−3115

国民年金とは？

国民年金は、年をとったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、公的年金に加入し保険料を納めていくことで、老齢や、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金の加入手続きは、いつ、どこでやればいいの？

２０歳になったら、市民保険課または年金事務所で手続きしてください（窓口に来ることができない場合は郵送による手続きも可能です）。

平成３１年度の国民年金保険料は
月額16,410円です
（前年度より７０円の増額です）

保険料の納期は翌月末です。納期から２年を経過すると時効により納められなくなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の年金だけでなく、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

保険料を安くする方法はあるの？

保険料を早めに納めることにより保険料が割引になる前納制度をご利用ください。

年金額を増やすには？

１６，４１０円の保険料に加えて月額４００円の付加保険料を上乗せして納めると、将来的に受給する老齢基礎年金と合わせて付加年金を受け取ることができます。

付加保険料は申し込んだ月の分から、保険料を納付することができます。

また、申し出により保険料を止めることもできます。手続きは、市民保険課、各支所の窓口で行えます。

保険料納付が困難なときは免除や猶予できる制度があります

国民年金には、保険料納付が免除される制度や、猶予される制度があります。
申請は、市民保険課保険班で受け付けていますので、ご相談ください。

保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得（１月から６月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または、一部納付（３／４・１／２・１／４）になります。

５０歳未満の方には
納付猶予制度

５０歳未満の方で本人・配偶者の前年所得（１月から６月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

学生の方には
学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得（１月から３月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※学生証の写し、または在学証明書原本の添付が必要です。

※保険料免除制度を利用した期間は、その免除段階により、将来受け取れる年金額が減額されることとなります。ご注意ください。

※納付猶予制度や学生納付特例制度を利用した期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

※将来受け取る年金額を満額に近づけたい方は、１０年以内であれば、保険料を納めることができる追納制度が利用できます。就職等で収入が得られるようになった場合は、ぜひこの制度をご利用ください。

※失業した方が離職票や雇用保険受給資格者証等の写しを添付すれば、前年所得に関係なく免除される特例もあります。